

いつもご利用いただきありがとうございます。
カスタマーサクセス部です。

医療情報取得加算の点数が変更になりましたのでご案内いたします。

従来は保険証の提示とマイナンバーカードの提示で
算定される点数が異なっておりましたが、
令和6年12月より点数が見直され【1点】に統一されます。

初診時 1点

再診時 1点

※3月に1回に限り算定

処置入力設定の欄も【自動算定する】【自動算定しない】に変更になります。

※処置入力設定>第3群 自動算定について>13 医療情報取得加算

以上、よろしくお願いいたします。